

行田市立南河原中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止のための基本理念

いじめは、生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、いじめの問題への対応は学校における最重要課題のひとつである。また、いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめ防止への対策は生徒一人一人が安心して学校生活を送り、様々な活動に生き生きと取り組むことができるよう、学校の内外を問わずに、いじめが行われないようにしていかなければならない。そのためには生徒の健やかな成長をしっかりと育むとともに、生徒がいじめを自らの問題と捉え、いじめをしない・させない・放置しないといった意識を持たせることや、主体的に改善しようとする力を育成することが必要である。

いじめの問題への対応は一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校や家庭、関係機関、地域との連携のもと、いじめ問題を克服していくことを目指す。

本校では、いじめ防止対策推進法に基づく埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針、さらに、「行田市いじめの防止等のための基本的な方針」をふまえてこの基本方針を策定する。

2 いじめの定義

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行うものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

「いじめ防止対策推進法第2条」

(1) いじめの認知について

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。「いじめの行為」そのものは、どんな理由があっても許される行為ではない。「いじめられる側にも問題がある」という「いじめの行為」を正当化する考え方をすることなく、「いじめ」として認知・対応していく。また、その内容によっては、「いじめ」という言葉ではなく、適切な言葉を使い（恐喝・傷害等）毅然たる対応をする。

- ① 「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈し、安易に判断しない。
(生徒の被害性に着目する)
- ② 生徒の様子や表情を細かく判断し、周囲の状況に惑わされずに事実を客観的に判断する。
- ③ 生徒の心理や特性に留意する。

(例) ア 保護者に知られたくないという意識から認めない場合

イ 加害生徒への恐怖心や不安から認めない場合

ウ 障がいのある生徒の特性から、自覚が薄い場合や認識できない場合

エ 問題が大きくなることで友だちが離れていってしまう等の心配から認めない場合等

(2) 具体的ないじめの態様

(例)・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする(けんかやふざけ合いのように見えてもその背景に注意する)
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマホ等で、誹謗中傷や画像の無断投稿等嫌なことをされる
- ・東日本大震災等の被災生徒への誹謗中傷等

3 いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

① 校内指導体制の確立

生徒指導・教育相談委員会を中核に生徒指導体制や教育相談体制を充実させ、いじめに対する教職員の共通理解を図りながら学校の組織的な対応力を向上させることで、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

〈いじめ対策委員会〉

○月1回の定期開催及び必要に応じた随時開催 ◎教育委員会との連携

校長 教頭 教務 生徒指導主任 教育相談主任 養護教諭

各学年生徒指導担当 スクールカウンセラー さわやか相談員

* 必要に応じて該当職員

※ 事案により外部機関との連携

警察署 児童相談所 福祉事務所 スクールソーシャルワーカー 等

② 校内研修の充実

いじめ問題の未然防止及び早期発見・早期対応に対しては、教員一人一人が意識を高め、いじめ問題への対応力を身に付ける必要がある。教職員の資質を高めるため、複数回、全職員を対象にした研修会を開く。

③ 道徳教育と人権教育の充実

互いを思いやり生命を大切にす態度、自他の人権を尊重する態度の育成を図る。また、ネット上でいじめに対処するために各学年で情報モラルの指導を実施する。SNS等の危険性などを保護者にも理解してもらうために、学校から各種便りを発信したり、行田市の「スマホ・ケイタイ家庭の約束」を各家庭で作成し、守れるように支援する。またPTAと協力して情報モラルに関する教育講演会等も実施する。

④ 豊かな人間関係づくり

道徳の授業、部活動、ボランティア活動あるいは地域での活動の中で、豊かな人間関係づくりの基盤となるコミュニケーション能力や社会性を育てる。また、学校行事などを通して集団の一員としての存在感や充実感を育み、互いに認め合い、心の通じ合う温かい人間関係づくりに努める。さらに、善行賞「ポプラ賞」(本校独自の校長からの賞状)の活用により、自己有用感や自尊感情を多くの生徒たちに持たせる。

(2) いじめの早期発見

① 教職員による観察や情報交換

日頃から生徒の観察を細やかに行い、また生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険なサインを見逃さないようにする。得られた情報は短い時間でも情報交換をし、共有を図る。また、生徒の登下校の様子を見守っている地域の関係機関や保護者からも情報を得られるように定期的に情報交換をする。

② いじめの調査等

- ・生活ノートの点検（毎日）
- ・いじめのアンケート（毎学期）
- ・学校教育に関するアンケート、生徒・保護者（年1回）

※これらの調査により、いじめの可能性がある場合は、さらに詳しい調査や聞き取り等で事実関係を把握する。けんかやふざけ合いと見える事象も生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうか判断する。

③ いじめの相談体制

- ・校内いじめ相談窓口の設置（さわやか相談室・保健室）
- ・家庭訪問の実施（夏季休業中） ・三者面談の実施（11月）
- ・スクールカウンセラーへの相談（随時）

④ ネットパトロール

- ・行田市ネットパトロールを有効に活用し、インターネット上のいじめトラブルの早期発見に努める。

(3) いじめへの早期解消

① いじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に受け止める。訴えの内容を軽視することなく傾聴する。いじめられた生徒や知らせてきた生徒の安全を確保し、守り抜くことを最優先とする。

② 関係教職員で陣層に事実関係を正確に把握し、いじめ対策委員会に報告する。いじめ対策委員会が中心となって、指導・支援などの対処を協議する。犯罪行為として取り扱われるべき事案については行田市教育委員会及び行田警察署に報告をし、連携して対処する。好意から行った行為が意図せずに相手側を傷つけたが、謝罪等で良好な関係が回復できた場合は、「いじめ」という言葉を使わない等柔軟な対応も可能とする。

③ いじめられた生徒の心のケアを行う。状況に応じて、スクールカウンセラー、さわやか相談員、行田市教育センター等の専門家（SSW等）の協力を得ながら細やかな対処を行う。生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、別室登校等の弾力的な措置も行う。保護者へは事実を正確に伝え、今後の対処について保護者と情報を共有する。

④ いじめた生徒へは、その気持ちや状況などの背景にも目を向けながらも、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢を示し、いじめの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す指導を行う。保護者へは事実を正確に伝え、事実に対する理解と納得を促し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- ⑤ 周囲に居た生徒への適切な指導を行う。いじめを当事者だけの問題ではなく全体の問題として考えられるよう、様々な資料をもとに話し合い、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- ⑥ いじめは、謝罪を以て解消とするのではなく、さまざまな要件を勘案して判断する。
 - ・被害者に対する行為が相当の期間止んでいる状態（相当の期間とは、3か月を目安とする。）
 - ・被害者が、心身の苦痛を感じていないと認められる状態。
 - ・解消と判断した後も、再発の可能性もあるとの認識のもと、観察を続ける。

4 重大事態への対処

(1) 調査を要する重大事態

- ① いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
- (例) ○ 生徒が自殺を凶った場合
○ 生徒の身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合
○ 精神性の疾患を発症した場合等
- ② いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（相当の期間とは、年間30日を目安とする。）

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、行田市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 行田市教育委員会と協議のうえ、該当事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

※詳細な調査を行わなければ、事案の全容はわからないということを第一に認識し、軽率に「いじめはなかった」「学校に責任はない」という判断はしない。

平成26年12月1日作成

平成30年 3月1日改訂

令和 元年 5月1日改訂